株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号 GMOホスティング&セキュリティ株式会社 代表取締役社長青山

第14回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、平成19年3月26日開催の当社第14回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬具

記

報告事項

- 1. 第14期(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)事業報告、連結計算 書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 本件は、上記の内容を報告いたしました。
- 2. 第14期 (平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)計算書類報告の件 本件は、上記書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

期末配当は、1株につき2,180円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

	变	更	前		変	更		後	
(商号 第1条	´ 当会社は、 ュリティ树	GMOホスティ k式会社と称し NG & SECURITY	、英文では	(商号 第1条		(条文現行と	ざおり)		

	变		 前	:		更	
		丈	FU			工 工	1久
(目的) 第2条	当会社は、		美を営むことを目	(目的) 第2条		双現行どおり)
1.	的とする。		接続したウェブサ				
١.	ーバ、メ-	ールサーバ	またはその他の電 利用させる事業				
2.	出版業		13/11CC 07*				
3.	サービス		美並びに情報提供				
4.	権等の無		€、商標権、意匠 のリース及び賃 ▷				
5.	コンピュ	ータ通信網	」 関及びインターネ 弱の収集、分析、				
6.	処理 コンピュ [・]	ータシステ	- ムの分析、設計				
7.	タシステ	ム開発・道	夏、コンピュー 【用技術者、ソフ				
	他のコン	ピュータ関	対抗者及びその 関連技術者の養成				
8.		訓練に関す 業デザイン	「る争業 √の企画、製作				
9.	通信販売		O依頼による商品				
10.	電気通信	機器具及び	バインターネット)製造、保全、売買				
11.	通信ネッ 企画、開	トワークシ 発、保守、	ステムに関する コンサルティン				
12.	に管理運	システムの)企画、設計並び 5導入指導及び代				
13.	行業 前各号に	付帯する一	-切の業務				
(本店の 第3条	の所在地) 当会社は、 く。	、本店を東	京都渋谷区に置	(本店の 第3条)所在地) (条文	て現行どおり)
		新設)		<u>(機関)</u> 第4条			とび取締役のほ
					取締役会 監査役	<u>機関を置く。</u>	
					<u>監査役会</u> 会計監査	<u>L</u>	

7	ik Z	更	 前		 変	更	後
(公告の	 方法)		電子公告により行	(公告) 第5条	5法)	現行どおり	
(2)	う。 やむを得る によること	ない事由 とができ	により、電子公告 ない場合は、日本 3方法により行う。				,
第 <u>5</u> 条	能株式総数 当会社の 343,600株	発行可	能株式総数は、	(発行 ^元 第 <u>6</u> 条	可能株式総数 (条文	数) 現行どおり))
	(新 設)	1	<u>(株券の</u> 第7条		株式に係	る株券を発行す
第 <u>6</u> 条	<u>第2号</u> の2	、 <u>商法第</u> 定めによ	5 <u>211条 ノ 3 第 1 項</u> リ、取締役会決議 を取得することが		定めにより	<u>会社法第</u> り、取締役:	165条第2項の 会決議 <u>によって</u> ることができ
第 <u>7</u> 条 (2) (3)	<u>書換代理</u> , 名義書換f 所する。 す会社の 含む。 ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	<u>人</u> 代帝 朱下喪務 大理役 主同失取 大理人会 名じ登扱 ひく及の 簿。録場	びその事務取扱場 決議によって選定 (実質株主名簿を)及び <u>端株原簿並</u> 簿 <u>は、名義書換代</u> 所に備え置き、株	第 <u>9</u> 条 (2)	株主名簿 所はる。 会社の 会 なび な が あ の た た の た た の た の た の た の た の の の の の	株主名簿 <u>管理人</u> 及び 帝役会の決 株主名簿(下同じ。) 喪失登録簿 置きその他	管理人を置く。 その事務取場場所によって名権原定を第5件をを選集を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を
	理、実質材 付、株券で または記録 株式及び	株主名簿 喪失 <u>登録</u> 禄、端株 に関 して取扱	質株主通知の受の作成、株券の交の作成、株券の交端株原簿の記載の買取り、その他する事務は、名義力せ、当会社におわない。		関する事務	多は、株主:	好後天豆球漫に 名簿管理人に委 てはこれを取扱
	当会社の の名義書 実質株主 株券喪失 は記録、 及び端株	換、実 <u>質</u> 実第の 登録、 選妹の 関係 取締役会	株券の種類、株式 株主通知の受理、 成、株券の交付、 株原簿の記載また 取り、その他株式 手続き及びその手 において定める株	(株式耶 第 <u>10</u> 条	数料は、🥻	去令または	る取扱い及び手 定款のほか、取 る株式取扱規程

变	更	前		变	更	後
簿に 有する 同じ。 時株3	社は、毎決算期は 記載または記録 3株主(実質株)をもって、 主総会において 主とする。	<u>された議決権を</u> <u>主を含む。以下</u>		(ř	削除)	
日の語	翌日から3ヵ月 株主総会は、必	会は <u>営業年度末</u> <u>以内に</u> 招集し、 要 <u>に応じて</u> 招集	(招集) 第 <u>11</u> 条	当会社の定	集し、臨時	会は <u>、毎年3月</u> 寺株主総会は、 <u>E</u> 招集する。
	(新 設)		<u>(招集地</u> 第12条			区内においてこ
	(新 設)		<u>(定時校</u> 第13条			会の議決権の基 ∃とする <u>。</u>
<u>る場合</u> づい	総会は、 <u>法令に</u> 合のほか、取締	<u> 別段の定めがあ</u> 役会の決議に基 をがこれを招集		諸及び議長 株主総会は 集し、議長	、取締役者	土長がこれを 招
(2) 取締役 締役を 序に行	殳社長に事故が		(2)	(条文班	見行どおり)
款に別	総会の決議は、 別段の定めがあ		(決議 <i>0</i> 第 <u>15</u> 条	株主総会の 款に別段の 出席した <u>議</u> きる株主(定めがある 決権を行例 実質株主を	は令または本定 る場合のほか、 きすることがで を含む。以下同 数 <u>をもって</u> 行
<u>総</u> 株∃ する	第343条に定める 主の議決権の3: 朱主が出席し、	分の1以上を有	(2)	会社法第30 は、 <u>議決権</u> 株主の議決	<u>を行使する</u> 権の3分の	[に定める決議 ることができる D 1 以上を有す

分の2以上で行う。

る株主が出席し、その議決権の3分

の2以上<u>をもって</u>行う。

	变	更	前		变	更	後
第 <u>13</u> 条	の株主を を行使す 株主まが 代理権を	当会社の議 を代理人とし することがで には代理人は	、株主総会毎に 面を当会社に提	(議決権 第 <u>16</u> 条 (2)	の株主 <u>1</u> 決権を行	当会社の議	
		(新 設)			は 出 生 生 生 生 生 生 生 表 で で で で で で で で で で で で で	、株主総会 参考書類、 連結計算書 き事項に係 めるところ を利用する	方法で開示する 対して提供した
(議事 第 <u>14</u> 条 (2)	株主総会 事録に記 出席した たは電子 株主総会	D結果 <u>につい</u> 記載または記 こ取締役がこ 子署名を行う 会の議事録は ちに、その謄	事の経過の要領 ては、これを議 録 <u>し、議長及び</u> れに記名押印ま 。 、その原本を10 本を5年間支店	(議事錄 第 <u>18</u> 条 (2)	株主総会 及びその める事項 たは記録	結果 <u>並びに</u> は、これを	事の経過の要領 <u>その他法令で定</u> 議事録に記載ま 〕)
(員数) 第 <u>15</u> 条		の取締役は10	名以内とする。	(員数) 第 <u>19</u> 条		て現行どおり	J)
	取るのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	の選任決議は 分の1以上を その議決権の	において選任す 、総株主の議決 有する株主が出 過半数 <u>で</u> 行う。 、累積投票によ		取締役は る。 取締役の すること 分の1以 その議決	選任決議は <u>ができる</u> 株 上を有する	:において選任す :、 <u>議決権を行使</u> :主の議決権の3 株主が出席し、 : <u>をもって</u> 行う。 〕)

	变	更	前		变	更	後
(任期) 第 <u>17</u> 条	取締役の信	月に関する	i任後1年内の最 定時株主総会の 。	(任期) 第 <u>21</u> 条	取締役 終了す	<u>る事業年度の</u> る定時株主総	任後1年 <u>以内に</u> うち最終のもの 会の終結の時ま
(2)	増員または 締役の任期 残存期間と	月は、在任	√て選任された取 E取締役の任期の -る。	(2)		る。 ≹文現行どお≀))
	することか 分の1以上	ができる株 ニを有する	は、議決権を行使 5主の議決権の3 5株主が出席し、 02以上をもって	(取締役 第 <u>22</u> 条) €文現行どおり	J)
(役付 第 <u>19</u> 条	取締役会の 中から、取 要に応じて 役副社長、	締役社長 こ、取締役 専務取締	5って、取締役の 1 名を選任し、必 2会長 1 名、取締 5役、常務取締役 5 ことができる。	(役付取 第 <u>23</u> 条		《文現行どおり))
(代表 第 <u>20</u> 条	取締役社長 社の業務を 取締役会の	E統轄する D決議をも D中から会	って、前条の役 社を代表する取	(代表耶 第 <u>24</u> 条		(文現行どお))
第 <u>21</u> 条	る場合のほ 招集し、請 取締役社長 締役会にお	は、法令に まか、法を 養し事なる それの ものの ものの ものの ものの ものの ものの ものの ものの ものの も	ご別段の定めがある役社長がこれを るのでであるときは、取がじめ定めた順る役が取締役会を	(取締役 第 <u>25</u> 条		集権者及び議 ★文現行どおり	
第 <u>22</u> 条	前までにきるとができるのが役及び	O招集通知 S取締役の S。たこの は、。 で で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	は、会日の3日ない なび各監査役に対 ない緊急の必要が はいないで は いないで は いないで は は いる は いる は いる は いる は いる は で の に が の が の が の が の が の が の の が の の の の	(取締役 第 <u>26</u> 条		集通知) ≹文現行どおり	J)

		**		<u>. </u>		14
变	更	前		变	更	後
(取締役会の決 第 <u>23</u> 条 取締役 が出席 <u>で</u> 行う	と会の決議は、 『し、出席した	取締役の過半数 取締役の過半数	第 <u>27</u> 条	とができる し、出席し て行う。 当会社は、 充たす場合	決議は、 5 取締役の た取締役 会社法第 は、取締 項につき	議決に加わるこの過半数が出席の過半数をもっての過半数をもった。 第370条の要件を では会の決議の目で、取締役会の決 なす。
	会における議会における議会における議会の結果についい。記載または記録及び監査役がは電子署名を行	事の経過の要領 ては、これを 録し、出席した これに記名押印 う。 、10年間本店に	(取締役 第 <u>28</u> 条 (2)	及びその結める事項は たは記録し を役がこれ 名を行う。	おける議 課 <u>並びに</u> 、これを 、出席し	事の経過の要領 その他法令で定 議事録に記載ま 法取締役及び監 印または電子署 り)
備え置	ić.		, ,	-		-
	(新 設)		<u>(取締役</u> 第29条	取締役会に	か、取締	i項は、法令また i役会において定 :よる。
(報酬 <u>及び退</u> 職 第 <u>25</u> 条 取締役 株主総		<u>職慰慰労金</u> は、 <u>リ</u> 定める。	(報酬 <u>等</u> 第 <u>30</u> 条	- 収締役の報 行の対価と	<u>:して受け</u> B酬等 」と	iその他の職務執 る財産上の利益 いう。) は、株 て定める。
ー 定によ 同条第 締役(の責任	tは、商法第26 り取締役会の 11項第5号の 取締役であっ	66条第12項の規 決議をもって、 行為に関する取 かた者を含む。) において免除す とする。	(取締役 第 <u>31</u> 条	規定により て、 <u>会社法</u> 関する取締 含む。) の	会社法第 印締役 第423条 役(取締 責任を法	第426条第1項の 会の決議をもっ 第1項の行為に 第役であった者を 令の限度におい できるものとす
定によ 1項第 関し、 の合計	: り社外取締役 <u>5 号</u> の行為に <u>同条第19項各</u>	66条第19項の規 との間に回条第 よる時間(責任に 号に定める金額 る旨のとする。 ものとする。	(2)	当会社は、 規定により 法第423条 責任に関し に定める金	社外取締 第 <u>1項</u> の 人 <u>会社活</u> 額の合計	8427条第1項の 3役との間に <u>会社</u> 行為による賠償 <u>5第425条第1項</u> 額を限度とする ことができるも
(員数) 第 <u>27</u> 条 当会社	の監査役は3	名以内とする。	(員数) 第 <u>32</u> 条		現行どおり))

变	更	前		变	更	後
ー (2) 監査 ² 権の	役は、株主総会に 役の選任決議は、 3分の1以上を有 、その議決権の過	<u>総</u> 株主の議決 īする株主が出	(選任方 第 <u>33</u> 条 (2)	監査役は、 る。 監査役の選 することが 分の1以上	選任決議は、 <u>ができる</u> 株3 こを有する株	において選任す 議決権を行使 Eの議決権の3 株主が出席し、 Eもって行う。
終の 結の (2) 補欠 は、	役の任期は、 <u>就任 決算期</u> に関する定 時までとする。 として選任された 退任した監査役の <u>司一</u> とする。	時株主総会終 監査役の任期	(任期) 第 <u>34</u> 条 (2)	監査役の任 終了する事 に関する。 任期の満 欠としてi		E後4年以内に うち最終のもの 会終結の時まで 上た監査役の補 監査役の任期 D任期の満了す
監査	招集) 社の監査役会の招 役に対し、会日の ただし、緊急の必 この期間を短縮す (新 設)) 3 日前に発す 必要がある場合	第 <u>35</u> 条	監査役に対 る。ただし は、この其 る。 監査役の3	監査役会の指 対し、緊急のの 期間を 受し に に に に に に に に の の の の の の	召集通知は、各 D3日前に発す 必要がある場合 することができ があるときは、 いで監査役会を
めが	決議方法) 役会の決議は、法 ある場合を除き、 もってこれを行う	監査役の過半		会の決議が (条文)
要領 録し、 押印 (2) 前項	議事録) 役会 <u>の議事録は、</u> およびその結果を 、出席した監査役 または電子署名を の議事録は、その 間備え置く。	記載または記 がこれに記名 行う。	(監査役 第 <u>37</u> 条 (2)	<u>及び</u> その約 める事項に たは記録し に記名押印	<u>:おける</u> 議事 吉果 <u>並びにそ</u> は、これを訪 し、出席した	事の経過の要領 その他法令で定 養事録に記載ま ☆監査役がこれ 署名を行う。
法令	程) 役会に関する事項 または定款のほか て定める監査役会	、監査役会に	(監査役 第 <u>38</u> 条	设会規程) (条文	現行どおり)

	变	更	前		 変	更	後
(報酬 <u>》</u> 第34条	及び退職慰労 監査役の報 主総会の決	段酬及び追	^{退職<u>慰労金</u>は、株 <u>0</u>定める。}	(報酬 <u>等</u> 第 <u>39</u> 条			株主総会の決議
(監査役 第 <u>35</u> 条	定により、 て、監査征 含む。) の	商法第2 、取締役 设(監査役 責任を法	280条第1項の規 会の決議をもっ みであったものを 令の限度におい できるものとす	(監査役 第 <u>40</u> 条	規定により て、監査役 含む。) の	<u>会社法</u> 分、取締役 役(監査役 責任を法	第426条第1項の 社会の決議をもっ 社であったものを での限度におい できるものとす
	(新設)		(2)	規定により 法第423条 責任に関し に定める金)社外監査 第 1 項の レ、会社? 注額の合記 :締結する	第427条第1項の 近役との間に会社 行為による賠償 去第425条第1項 計額を限度とする ことができるも
(<u>営業年</u> 第 <u>36</u> 条		三業年度に 1日まで <i>0</i>	t、毎年1月1日 D1年と <u>し、毎年</u> <u>ニ</u> する。	(<u>事業年</u> 第 <u>41</u> 条	当会社の事		t、毎年1月1日)1年とする。
(<u>利益</u> 第 <u>37</u> 条	利益配当会 主名簿に記 または登録	己載またに 录質権者、 第に記載ま	快算期の最終の株 <u>は記録された株主</u> <u>及び同日の最終</u> Eたは記録された	(<u>剰余3</u> 第 <u>42</u> 条	<u>さの配当の基 当会社の期</u> 12月31日と	月末配当σ)基準日は、毎年
(中間酯 第 <u>38</u> 条	当会社は、 毎年6月3 <u>載または記 質権者、別</u> に記載まれ	0日 <u>の最終</u> 己録された ひで同日の とは記録さ	会の決議により、 <u>8の株主名簿に記 た株主または登録</u> <u>0最終の端株原簿</u> 5れた端株主に対 うことができる。	(中間 第 <u>43</u> 条	当会社は、	0日を基準	¢の決議により、 <u>■日として</u> 、中間 できる。
(配当会 第 <u>39</u> 条	開始の日か	<u>を</u> 及び中間 から満3年 れないとき	<u>引配当金</u> は、支払 Fを経過してもな 5 は、当会社はそ 5。		開始の日か	<u>、金銭であ</u> いら満3年 いないとき	5 <u>る場合</u> は、支払 Eを経過してもな tは、当会社はそ o。

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案のとおり、青山 満氏、熊谷正寿氏、中条一郎氏、 深山智房氏、田中康明氏、閑野倫有氏および安田昌史氏の7名が 選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり、藤田智秀氏および佐藤明夫氏の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

以 上